

第 11 期

富田林市分別収集計画

令和 7 年 8 月

富田林市 市民人権部 環境衛生課

目次

第 11 期富田林市分別収集計画

番号	項目	ページ
1	計画策定の意義	1
2	基本的方向性	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）	2
6	容器包装廃棄物の抑制のための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法（法第 8 条第 2 項第 4 号）	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9
13	特記事項 （1）富田林市における分別収集の状況 （2）法第 8 条第 2 項第 1 号について	10

第 11 期富田林市分別収集計画

令和 7 年 8 月

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を維持していくためには、消費型生活を見直し、廃棄物循環型社会の構築を目指すことが必要であり、そのためには、行政・市民・事業者が一体となって地球環境に配慮したごみの減量化、資源化、リサイクル化を推進していくことが重要である。

本市は水と緑の豊かな、恵まれた自然環境や、寺内町の町並みをはじめとした、優れた歴史的文化遺産などが数多く残された土地柄であり、これらの資産を活用しながら、さまざまな都市環境基盤や時代のニーズに対応した施策を市民とともに進めてきた。平成 28 年度に策定された本市の総合基本計画では、「環境にやさしく美しい地域づくり」を実現するため、ごみの減量とリサイクルを推進することとしており、そのために資源ごみの回収強化による循環型社会の構築に努めることとしているところである。

本市の廃棄物処理は、可燃ごみ、不燃ごみの中間処理並びに最終処分を、富田林市を含む 7 市町村（平成 22 年度より 6 市町村）で構成する南河内環境事業組合によって行ってきた。また、平成 8 年 2 月には人口の増加並びに社会状況の変化によって著しく増加したごみの排出量を抑制するため、本市を含む 7 市町村（平成 22 年度より 6 市町村）で、ごみのシール制を導入した。

本計画は、このような背景も踏まえ、一般廃棄物の容積比の 6 割を占めると言われている容器包装廃棄物を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第 8 条に基づいて分別収集し、最終処分量の減量化を進める一方で、廃棄物循環型社会を構築するため、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進し、容器包装廃棄物の 4 R を推進することによって、最終処分場を初めとする廃棄物処理施設の延命化や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向性

本計画を実施するに当たり次のとおり基本的方向を示す。

- 行政・市民・事業者が一体となったごみの排出抑制と、資源再利用の取り組みにより、環境への負荷を低減した、快適で潤いのある地域社会の実現を目指す。
- 関係者が一体となった、ごみ減量とリサイクル運動を推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本市の分別収集計画は、容器包装廃棄物のうち、スチールカン、アルミカン、ガラスビン（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

◇各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （単位：t／年）

種別 \ 年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	5,774 t	5,715 t	5,657 t	5,600 t	5,543 t

◇各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み《内訳》 (単位：t/年)

項目		年度				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
カン	スチールカン	143	142	140	139	137
	アルミカン	191	189	187	185	183
	小計	334	331	327	324	320
ガラスビン	無色ガラス	445	441	436	432	428
	茶色ガラス	318	315	312	309	305
	その他ガラス	255	252	249	247	244
	小計	1,018	1,008	997	987	977
紙製	紙パック	95	94	94	93	92
	段ボール	1,304	1,291	1,278	1,265	1,252
	その他紙製容器包装	954	945	935	926	916
	小計	2,354	2,330	2,307	2,283	2,260
プラスチック	ペットボトル	318	315	312	309	305
	その他プラスチック製 容器包装	1,750	1,732	1,714	1,697	1,680
	(うち白色トレイ)	32	31	31	31	31
	小計	2,068	2,047	2,026	2,006	1,985
合計		5,774	5,715	5,657	5,600	5,543

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳が合わない可能性がある。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、行政・市民・事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら進めて行く。

(1) 啓発活動の充実

市民・事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動を進める。

- ① 広報「とんだばやし」やウェブサイト等による啓発活動
- ② 市民参加によるごみの再資源化啓発の取り組みとして、市主催の各種イベント、「出前講座」の開催、その他、ごみ処理施設の見学会の実施。

(2) 排出抑制と再資源化の実施

- ① ごみの収集について、ごみシール制を実施し、「ごみの分け方・出し方」のパンフレットを全戸配布し、資源ごみの分別の徹底並びに排出量の抑制を図る。
- ② 事業者に対しごみ減量化を推進し、廃棄物の排出抑制を図る。
- ③ 古紙等の再資源化を推進し、地域社会における集団回収の取り組みを推進するため、集団回収を実施した団体等に対して補助金（奨励金）を交付する。
- ④ 飲料用紙容器（牛乳パック等）の回収は、拠点回収とステーション回収を併用し、回収量を確保する。
- ⑤ ペットボトルの再資源化について、ペットボトル原料として再生利用することにより持続可能な資源循環、製造時のCO2排出量の削減を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミニウム製容器	カン 一般家庭は昭和58年10月から実施 事業系は平成7年9月から実施
主として ガラス製 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン 一般家庭は昭和58年10月から実施 事業系は平成7年9月から実施
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙容器 平成2年4月から実施
主として段ボール製の容器包装	段ボール 昭和58年10月から実施
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル 平成10年1月から実施
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 平成12年12月から実施

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

種別	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	143 t		142 t		140 t		139 t		137 t	
主としてアルミニウム製の容器	191 t		189 t		187 t		185 t		183 t	
無色のガラス製容器	合計 445 t		合計 441 t		合計 436 t		合計 432 t		合計 428 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 445 t	(引渡)量	(独自処理)量 441 t	(引渡)量	(独自処理)量 436 t	(引渡)量	(独自処理)量 432 t	(引渡)量	(独自処理)量 428 t
茶色のガラス製容器	合計 318 t		合計 315 t		合計 312 t		合計 309 t		合計 305 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 318 t	(引渡)量	(独自処理)量 315 t	(引渡)量	(独自処理)量 312 t	(引渡)量	(独自処理)量 309 t	(引渡)量	(独自処理)量 305 t
その他のガラス製容器	合計 255 t		合計 252 t		合計 249 t		合計 247 t		合計 244 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 255 t	(引渡)量	(独自処理)量 252 t	(引渡)量	(独自処理)量 249 t	(引渡)量	(独自処理)量 247 t	(引渡)量	(独自処理)量 244 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	95 t		94 t		94 t		93 t		92 t	
主として段ボール製の容器包装	1,304 t		1,291 t		1,278 t		1,265 t		1,252 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	合計 318 t		合計 315 t		合計 312 t		合計 309 t		合計 305 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 318 t	(引渡)量	(独自処理)量 315 t	(引渡)量	(独自処理)量 312 t	(引渡)量	(独自処理)量 309 t	(引渡)量	(独自処理)量 305 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 1,750 t		合計 1,732 t		合計 1,714 t		合計 1,697 t		合計 1,680 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 1,750 t	(引渡)量	(独自処理)量 1,732 t	(引渡)量	(独自処理)量 1,714 t	(引渡)量	(独自処理)量 1,697 t	(引渡)量	(独自処理)量 1,680 t
(うち白色トレイ)	合計									
	(引渡)量	(独自処理)量								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{過去4年間の平均人口変動率}$$

◇人口変動率

区分／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推計人口	103,100人	102,100人	101,100人	100,100人	99,100人
人口変動率	0.989	0.989	0.989	0.989	0.989

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

カン・ビン等の容器包装廃棄物の収集体制等については、一般家庭においては昭和58年10月から、事業系については平成7年9月から収集を行っている。ペットボトルについては平成10年1月から、またその他プラスチックについても平成12年12月から分別収集を実施。飲料用紙容器は平成2年4月から拠点回収を行い、平成26年4月からはステーション回収を追加し、収集体制はほぼ確立されている。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

◇分別収集の実施主体

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
カン	アルミカン	カン・ビン	直営による指定日収集	委託業者
	スチールカン			
ビン	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	飲料用紙容器			
	段ボール	資源古紙等	集団回収団体による収集	古紙回収業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	直営による指定日収集	委託業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託による指定日収集	委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン（スチール・アルミ）、ガラスビン（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、紙製容器包装（飲料用紙容器）、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装については、民間の資源リサイクルセンターで選別、圧縮、保管を行う。段ボールについては、集団回収団体により分別収集を行い、収集後廃品回収業者に引き渡す。

◇分別収集の用に供する施設の整備計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミカン	カン・ビン	透明または半透明の袋	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
スチールカン				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	飲料用紙容器	縛るまたは透明または半透明の袋	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクルセンター
段ボール	紙類	縛る	民間の平トラック	民間施設
ペットボトル	ペットボトル	透明または半透明の袋	パッカー車 2トン	民間施設・資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明または半透明の袋	パッカー車 2トン・4トン	民間施設 資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を開催する。

(2) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項

老人会・子供会・自治会・婦人会等の市民団体による集団回収を促進するため「集団回収の手引き」を作成し各団体に働きかけ、登録団体の拡充を図る。併せて、集団回収活動を推進するため奨励金を交付する。

(令和6年度実績)

○ 実施団体数	197団体
○ 奨励金交付額	5,882千円
○ 回収総量	1,961トン

(3) 資源ごみの分別を促進するために必要と考えられる事項

学校、自治会等、各種団体等からの要望により、出前講座を行う。

(4) その他必要と考えられる事項

市民啓発事業の実施

市及び関係団体主催行事、出前講座を初めとする地域で開催される住民の学習会等にも参加し、ごみの分け方や出し方をはじめ分別収集の目的等広く住民に理解を深め、ごみの減量化に向けより一層啓発に努めていく。

13. 特記事項

(1) 富田林市における分別収集の状況

本市のごみ処理は、もえるごみ、粗大ごみ、資源ごみとしてカン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙容器（牛乳パック等）の6種類に分別収集している。

これ以外に集団回収として、町会・老人会・子供会等の各団体により新聞・雑誌・段ボール等の回収を、拠点回収として飲料用紙容器の回収を行っている。

資源ごみ・集団回収・拠点回収による分別収集は、市民に定着しているため、容器包装廃棄物におけるカン・ビン、ペットボトル、牛乳パック、段ボール、その他プラスチック製容器包装については、現行の分別収集を継続していくとともに、さらに、より良い方法を探っていく。

現在、カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙容器（牛乳パック等）は月2回収集を行っている。

(2) 法第8条第2項第1号について

容器包装廃棄物の総排出量の見込みは、令和6年度のごみ排出量実績をもとに、令和3年度から令和6年度までの平均人口変動率を踏まえ、算出している。

◇富田林市の一般廃棄物排出量の推移（見込み）

区分／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総排出量	31,814 t	31,491 t	31,171 t	30,855 t	30,542 t